

第8号議案

平成27年度 事業計画書

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日



社会福祉法人
佐々町社会福祉協議会

◆基本方針

佐々町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核組織として位置づけられ、地域において各種の福祉事業の推進を図るとともに、ボランティア団体など住民組織の育成に努めて参りました。

また、平成12年より介護保険法に基づく在宅福祉サービスを行うことで、地域福祉推進の本来の機能を持つ組織として、介護予防事業の活性化をはじめ、小地域における「見守りネットワーク活動」などを重点的に展開、積極的に取り組んで参りました。

現在、少子高齢化が進むなかで認知症高齢者の増加や長引く経済不況による失業や貧困、さらには、引きこもりや自殺など、地域住民が抱える生活課題・福祉課題は多様化しております。このような深刻な課題を早期に発見し、解決に向けた地域ぐるみの取り組みが重要となります。

今年4月より、生活困窮者自立支援法が施行されます。本会におきましては、昨年のモデル事業の経験を生かし、生活困窮者自立相談支援事業に本格的に取り組むとともに、これまでの相談事業と生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業なども含めた総合相談・生活支援体制の充実と強化、職員の資質向上に努めて参ります。

また、介護保険法の改正が行われ、新しい総合事業と称して、介護予防事業を町が行うこととなります。法改正の趣旨を十分に理解し、在宅での生活を中心とした介護サービスの実施と住民から喜ばれるサービスの提供に努めます。

さらに、行政、福祉、保健、医療、教育など関係機関、団体との連携をより一層密にし、「住みなれた地域で誰もが安全・安心で充実した生活」が送れるよう、役職員一丸となって、次の重点事項の達成に向け努力して参ります。

◆重点事項

1. 職員の資質向上と組織の円滑な運営

福祉関係諸制度の改正と多種多様な地域住民の福祉ニーズに対応するため、職員の資質向上と意識改革を図り、適材適所による円滑な組織運営と、住民から信頼され選ばれる福祉の専門職になれるように努めます。

2. 安全・安心に基づく各種事業の推進

介護事故や交通事故、利用者の権利侵害などがないリスクマネジメントと研修会の実施、水害・火災に備えた避難訓練などを行い、安心で安全な各種サービスの提供に努めます。

3. 行政・関係機関団体との連携と健全な法人運営の確立

佐々町をはじめ関係機関・団体との連携をより一層図り、法人の健全な運営のため、社協会員の増強と寄付金・共同募金などの有効活用、さらに介護保険法に基づく在宅福祉サービスの充実を図り、法人運営の安定的な財源確保に努めます。

4. 総合相談支援センターの充実・強化と地域づくりの推進

本会では、昨年8月より長崎県の委託を受け、生活困窮者相談支援モデル事業を実施、その経験を生かして今年4月から始まる、生活困窮者自立相談支援事業に本格的に取り組み、さらには民生児童委員や地域の関係者を巻き込んだ、「安心・安全な地域づくり」の推進に努めます。

5. 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢化の急速な進行により、認知症高齢者が急増しています。本会では、「認知症になっても、安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、認知症の理解と認知症ケアの普及、あわせて地域での見守り活動の推進に努めます。

6. 介護保険法の改正に対応した適切な介護サービスの提供

本年4月に行われる、介護保険法の改正に対応した各介護サービスの実施と、利用者様から喜ばれる親切・丁寧なサービスの提供に努めます。

◆推進事業

1. 法人運営事業の推進

- (1) 定款並びに諸規程、規則、要綱等の整備
- (2) 本会の目的達成のための理事会、評議員会並びに関係委員会の開催
- (3) 人材の有効活用による事業の実施と安定した組織運営
- (4) 健全な運営及び経営のための監事による監査
- (5) 役員・評議員・関係委員・職員の先進地視察研修
- (6) 関係機関・団体等との連携・協力体制の確立強化
- (7) 職員の知識・技能・技術向上のための研修と各種資格取得の奨励
- (8) 自主財源の確保と経費の削減に努め事業の効率化による経営の改善
- (9) 新しい経理規程に基づいた適切な会計事務の実施

2. 地域福祉事業の推進

- (1) 総合相談事業「心配ごと相談」「弁護士法律無料相談」の充実
- (2) 日常生活自立支援事業の推進並びに成年後見制度の普及啓発
- (3) 佐々町福祉資金貸付事業の実施
- (4) 長崎県生活福祉資金貸付事業の実施
- (5) 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- (6) 救急法・普通救命講習Ⅰ等の研修会の開催
- (7) 「高齢者見守り講座」と「介護技術研修会」の開催
- (8) 情報収集・広報啓発活動と情報の発信、「ホームページ」の充実
- (9) 「福祉ネットワーク」活動の推進と機能強化
- (10) 福祉協力員活動の推進
- (11) 寝たきり・認知症などの高齢者を介護する「介護者の会」への支援
- (12) 「認知症」への理解と地域での見守り活動に関する研修会の開催
- (13) 地域福祉懇談会の開催
- (14) 地域における福祉課題の発見と把握、解決に向けた取り組み強化
- (15) 「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に関する調査・研究

3. 在宅福祉事業の推進

- (1) 福祉給食サービス（夕食）事業
- (2) ホームヘルプサービス（疾病）事業
- (3) 育児支援ホームヘルプサービス事業
- (4) 佐々町日中一時支援事業
- (5) 佐々町移動支援事業

4. 介護予防事業の推進

- (1) 地域デイサービス事業の実施
- (2) 地域包括支援センターとの連携と介護予防教室の開催

5. 障害者総合支援法に対応した事業の推進

- (1) 居宅介護事業
- (2) 重度訪問介護事業
- (3) 基準該当生活介護事業
- (4) 基準該当自立訓練事業
- (5) 計画相談支援事業に関する調査・研究

6. 各種募金事業の推進

- (1) 赤い羽根共同募金
- (2) 歳末助け合い募金
- (3) 日本赤十字社社資
- (4) 戦没者慰霊奉賛金
- (5) 社会を明るくする運動 犯罪予防援助金
- (6) 24時間テレビチャリティー募金
- (7) その他「災害義援金」等の募集

7. ボランティア・住民参加・福祉教育の推進

- (1) ボランティアセンターの充実
- (2) 地域防災ボランティア研修会の開催
- (3) ボランティア連絡協議会の充実強化
- (4) ボランティア団体の育成と登録ボランティア団体への活動助成
- (5) 登録ボランティア団体及び個人ボランティアの協働活動の推進
- (6) 福祉協力校（保育園、小中高校）への支援
- (7) 小学生対象「福祉スクール」、中高校生対象「福祉教室」の開催
- (8) 中・高・大学生の実習生等の受入れ
- (9) 第27回 佐々町伝統芸能伝承活動「観月会」の開催
- (10) 「第22回 佐々町社会福祉大会」の開催
- (11) 「第18回 福祉もちつき大会」の開催
- (12) 「第10回 高齢者・小中高校生 囲碁・将棋交流大会」の開催
- (13) 福祉文化の創造・協力・育成
- (14) 「ココロねっこ運動」への協力・啓発
- (15) 不登校・ひきこもり・発達障がい者（児）の親の会への支援

8. 介護保険事業の推進

- (1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
 - ①ホームヘルパーの技術向上のための研修会の実施
 - ②調理技術向上のための相互研修の実施

- (2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業
 - ①デイサービス室の環境整備
 - ②機能訓練や趣味活動などの内容充実
 - ③ボランティアの活用による「楽しみ」づくり

- (3) 居宅介護支援事業
 - ①在宅生活に重点を置いた包括的なケアプランの作成
 - ②地域包括支援センター・行政機関、他関係施設等との連携

- (4) デイサービス・ホームヘルプサービス利用者等「家族の会」の開催

- (5) 地域ケア会議などを通じた多職種との連携強化

- (6) 研修会等への積極的な参加を通じた職員の資質向上と意識改革

- (7) 認知症高齢者の急増に伴う「認知症ケア」に関する知識・技術の習得

- (8) 平成27年度介護保険法の改正に対応した各介護サービスの実施